

八束郡八雲村熊野

高野2号横穴発掘調査報告書

昭和55年2月

八雲村教育委員会

序

一、八雲村大字熊野字大石「高野横穴群」が発見されたのは、県道大東東出雲線の道路拡幅工事中のことでした。

一、昭和54年7月26日夕刻、横穴一穴が開口したが、工事の責任者及び監督の方の文化財保護に対する理解ある態度によって、直ちに工事は中止され、遺物も現状のまま教育委員会に通報されたことは幸せなことでした。

一、横穴群は、まつざこ古墳群の北西に位置する県道沿いの丘陵上にあり、「八雲村の遺跡」（八雲村埋蔵文化財分布調査報告）14頁記載の「高野横穴」に接しています。横穴発見後、直ちに八雲村文化財保護審議会委員の東森市良先生（県立横田高校教諭）に連絡、発掘調査を依頼しました。

一、本報告書は、その発掘調査の報告であります。夏季休業中、寸暇をさいて調査にあたられた東森先生に対し、衷心より謝意を表するものであります。

昭和55年2月

八雲村教育委員会

教育長 金 乗 達 郎

例　　言

1. 本書は昭和54年8月八雲村教育委員会が行った高野2号横穴の調査報告書である。
2. 本調査には東森市良、石倉諒一があたり補助員として山崎幸春が加わり、八雲村教育委員会三好　淳が事務局を担当した。
3. 出土遺物の整理は東森、山崎、西尾良一、藤田彰裕があたり、花谷　浩、三宅博士氏に御協力いただいた。
4. 本書の執筆は東森、山崎、赤沢秀則、西尾があたり、人骨所見については島根医科大学教授中村和成氏に執筆いただいた。
5. 図面の作成は東森、山崎、赤沢、西尾があたり、写真撮影は山崎、赤沢、三好、西尾がおこない、松本岩雄、小原明美氏に御協力いただいた。

調査にいたるいきさつ

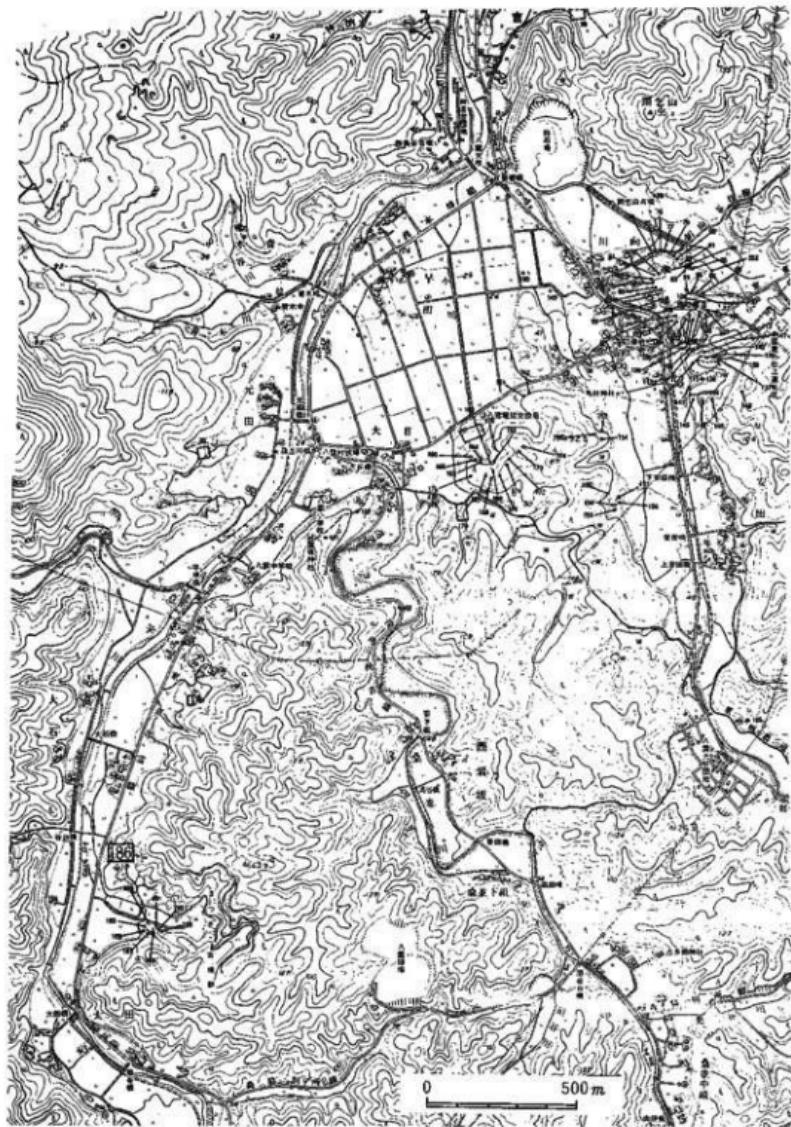
昭和52年八雲村教育委員会は村内の遺跡の分布調査を行ない主要遺跡についてはその概要をまとめて刊行した。その際すでに熊野字大石の高野に横穴が半壊しており住宅の裏の崖面に存在することが確認されたので分布図ならびに遺跡地名表に登載し高野横穴と称することとした。（「八雲村の遺跡」地名表186番参照）この横穴の発見は古く旧県史、八束郡誌にも記載されており、須恵器が出土したと伝えられている。そのおり附近に横穴の存在が考えられたが、道路のり面になっており調査が不可能な状態であったので地名表には一穴を記載するにとどめた。

「八雲村の遺跡」の記述を転載すると次のようである。「県道沿い東側にある宅地裏の崖面に穿たれている。地表から約80センチの所にあるがほとんどが破損しているため詳細は明らかではなく入口の幅は約1.05メートルあり奥壁の一部が残存している。今回の調査で崖面附近では須恵器片、谷の奥の路上では須恵器及び土師器片を表面採集した。また以前には刀剣類もここから出土している。」

ところで昭和54年7月30日県道大東一東出雲線の拡幅工事に当ってこの地の東側斜面がその対象となり工事中に重機が横穴の入口上部に落ち込んで横穴がかって破壊されたもの以外にも存在することが明らかとなつた。八雲村文化財審議委員長の石倉諒一氏から通報を受けた東森市良は翌日現地におもむき早急に調査の必要があること、附近になお数穴の横穴の存在が予想されるので工事再開の折には審重さを要することなどを指摘した。その後八雲村教育委員会と島根県教育委員会の協議の結果工事を一時中断して調査にあたることとなり今回開口した高野2号横穴（すでに確認されていたものを高野1号横穴と呼ぶこととした。）の調査に当たり、つづいて遺構が確認された場合には調査範囲を拡大していくこととした。その後四日をついやして2号横穴の調査に当たり、周辺の山はだを削って分布の状況をみたが、道路面に近くなるほど山はだは岩状をなしており、しかも崩壊度の強いところから横穴の存在は不可能という判断に達した。また高野2号横穴と同じベースとみられ4～5メートル離れた南側の斜面で羨道部の一部とみられる落ち込みを検出したが今回の道路拡幅によるのり面造成にはこれ以上削平の必

要がないことが明らかとなったので今回は対象外とし現状のまゝ保存することとした。これを高野3号横穴と呼ぶこととなった。これ以外にも谷をはさんで同様に西北に突出する丘陵端を削平することとなっていたが、これはすべて岩山で横穴の掘撃は不適であり、その痕跡もみられなかつたことから、今回は高野号横穴の調査をもつて、すべての調査を終了し、2号横穴は土砂を入れてうめもどして工事上危険の無い状態にした上で工事を進めた。短期間であったが多くの成果をあげ得たのは当初散逸しかけた遺物を教育委員会にまとめ、工事を中止して調査に協力された八雲土建社長石原芳治氏の配慮によるもので深甚の謝意を表する次第である。

I 位置と環境



第1図 横穴の位置（「八雲村の文化財」付図による）
No.186 高野横穴 遺跡番号については「八雲村の文化財」参照

本横穴は八東郡八雲村大字大石字高野に存在する。

八雲村は松江市の南郊に位置し意宇川の上流にあたるが村役場の存在する大日地区を中心として、平原の谷、東岩坂の谷、西岩坂の谷と熊野の谷とに分かれている。その中で遺跡が密集しているのは、村の入口に当る日吉から東岩坂の地区で、ここには八雲西百塚古墳群をはじめとして、数十基から成る土井、増福寺、同裏山古墳群、四分一古墳群及横穴群などがあり、雨乞山の南麓には八雲村第一の規模をもつ石棺式石室を内部主体とした、雨乞山古墳がある。

ところでこの横穴の存在する熊野・大石は意宇川をはさんで山がせまり、河岸の小水田地帯をのぞいては低地はほとんどみられず、従ってこれまでに確認された遺跡もわずかである。しかし、その中にあって本横穴群と小谷をへだてて位置する松廻古墳群及横穴群は注目にあたいする。この遺跡は昭和42年当時県文化課埋蔵文化財保護主事であった故近藤 正氏らによって調査されたもので、尾根上方墳二基（2号墳、3号墳）と斜面の横穴約11穴のうち4穴が調査された。方墳はいずれも高さ3メートル、一辺16～17メートルの規模のもので、木棺を直葬したと思われる土塚が検出された。横穴はいずれも平面方形丸天井型のものであったが1号穴と3号穴からは多量の須恵器（蓋坏78点、高坏10点、提瓶6点、壇5点、甕3点、長颈壺1点）のほかに鐵器（鐵16点、大刀1点、鉤2点、鋤先1点、鎌1点、鐵斧1点）が検出された。これは本横穴との関連においても注目されるものであり、中でも大形の鋤先は注意される遺物である。須恵器はいずれも山陰の編年のⅢ期に属するものすべて6世紀後半と判断される。この時期は八雲村の遺跡の大半がそれに属するが、このように多量にまとまった遺物を出したのはこの横穴群や、本横穴（高野2号横穴）を除いてはみられず量とその構成という点からも被葬者の性格を暗示して興味ある問題を提示している。

II 横穴の概況

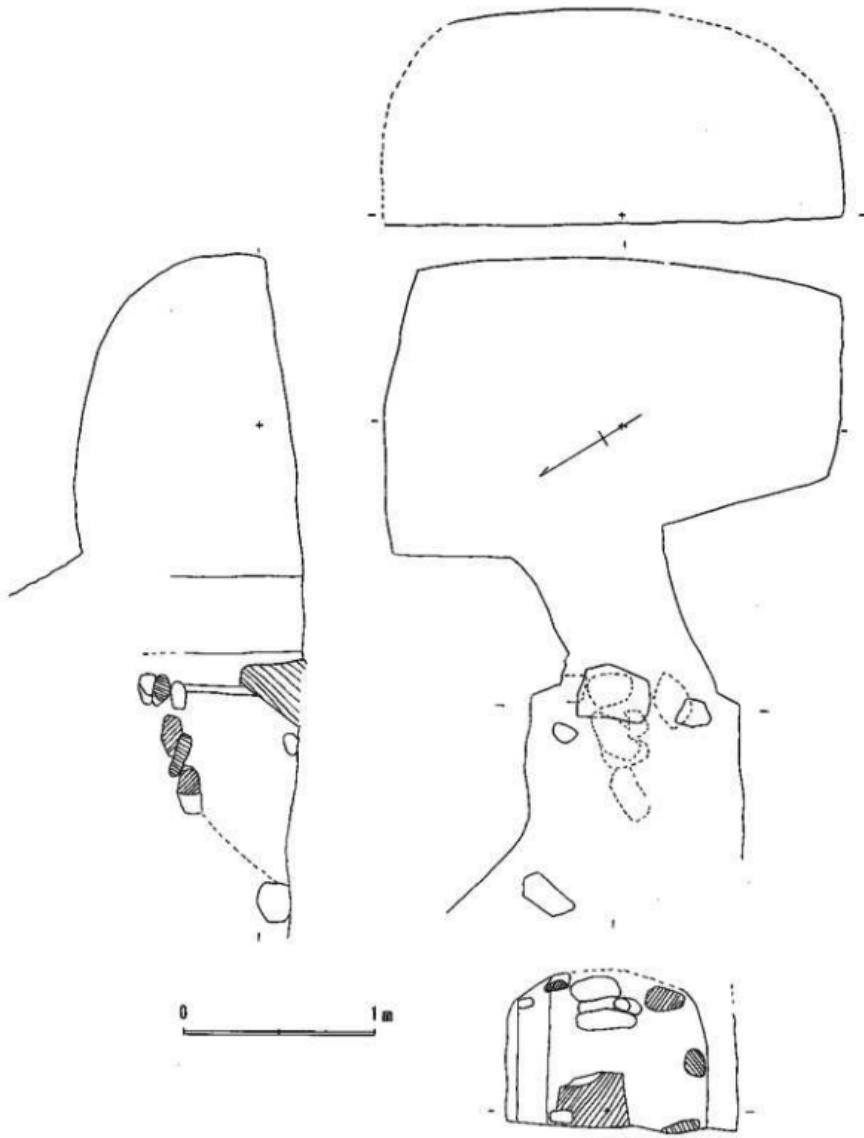
横穴は道路の崖面約15メートルの上から約6メートルのところに北西に開口しており半壌で残っている第1号横穴とはゞ同一のレベルのところにある。そして未調査の第3号横穴の羨道部もはゞ同一である。これは現在の水田及道路面よりするとかなり高位にあり、かっては丘陵の高所にあって水田をみはるかす眺望の良いところに位置していたと思われる。

横穴のプランは平面方形丸天井型を意図して作られたものであるが玄室は完全な方形をなさず北側が広く1.5メートル、南側が1メートルと不整形をなし、一見三昧線洞的な形態をなしている。そして中心線からみると前庭部の方向と羨道部、玄室の方向が異っており、羨道部までは整然と作られているものの玄室の作りがいかにも雑である。中心部における規模は前庭部の長さ90センチ、幅1.1メートル、羨道部の長さ70センチ、幅70センチ、玄室の奥行き1.5メートル、高さ80センチ、幅2.3メートルである。羨道部上部が重機でこわされていたので正確な数値はつかめないが閉塞用のくり込みはきちんとつけられておりこの部分に土と石を積んで閉塞をしていた。

閉塞に用いられた石は円い川石と角のある山石とが混じりあっており、まず下部床面に幅40センチ、高さ30センチの大形の角のある石を置き板で蓋をしたのち、土でそれを固定し、その上に平均幅15センチ、長さ25センチの6個の石を置いている。そしてこれは羨道部入口から次第に前庭部に傾斜をなすような土のつみ方がみられた。

玄室はすでにふれたごとく不整な長方形をなすが、やゝ風化した花崗岩質の土に掘り込まれており、剥落がひどく丸天井の形態の原形を残していたのは中央部と南側の一部にすぎなかった。

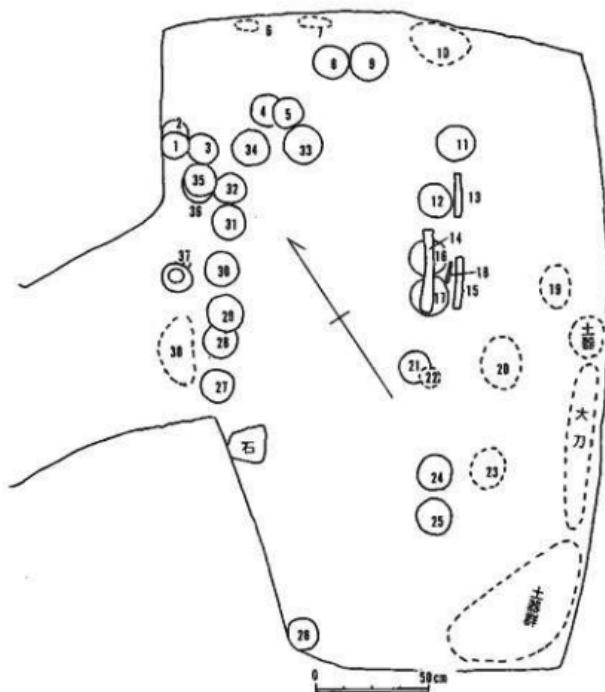
次に遺物の出土状態であるが開口当初持ち出されたものをA群（遺物番号001～018）、調査の結果検出したものをB群（遺物番号1～38）とすると、A群の遺物はすべて中央より南東隅にかけて見出されたものであり、内部に入り込んでいた土砂よりも上にのぞいていたということである。それはB群No.26の須恵器蓋壺の蓋が床面より13センチも高いところから検出され、B群の他の



第2図 高野2号横穴実測図

遺物が入り込んだ土に埋もれてすべて床面に密着している点とも符合するものである。A群の遺物のうち大刀は、奥壁にそって置かれ茎を南、切先を北にして置かれていた。そしてその先端部に須恵器壺一個があり、この中に鐵鎌が束になつて先端を下にしてさし込まれていたという。須恵器のうち壺は口縁部が欠失しているがこれは採取時にこわれたものではなく、調査時に注意したにもかかわらず破片を検出出来なかつたことからすれば埋納時にすでに破損していたものであつたとみるべきであろう。大刀は採取時にはつば、はばきが刀身に密着していたというが、遺物運搬中に分離したという。その他のA群の遺物については聞き出したかぎりでは分布上の特色をつかみ得なかつた。

さてB群の遺物であるが、これは二つに大別出来る。その一つは北西隅の一群の土器で（No.1～No.9、No.35～No.37）分布の状態はA群の土器と同



第3図 遺物配置図

様であり、羨道部入口の壇（No 37）までを含めて考えることが出来る。そのあり方は八雲村の他の横穴の須恵器の分布状態と變るところがない。ところでいま一つのグループは入口に近い部分と中央部に列をなして置かれた土器で、いずれも蓋坏の蓋と実を別々にして並らべられていた。これを遺体を囲むようにして箱形に置かれたものか、二列に並らべて二つに区画したものかは今は置くとして、土器の蓋と実に分けて列記すると次の通りである。No 11 実（下向き）、No 12 蓋（下）、No 16 実（下）、No 17 実（下）、No 21 蓋（下）、No 24 蓋（下）、No 25 蓋（下）、No 27 蓋（下）、No 28 蓋（下）、No 29 実（下）、No 30 実（下）、No 31 実（上）、No 32 実（下）、No 34 蓋（下）、No 33 実（下）。

これをみると蓋7、実8とはゞ同数であるが上向きのものは実のNo 31をみるのみで列を構成する場合蓋、実をとわず下向きに伏せて置くことを考へている。そしてまた入口に近い列では土器の延長上に石を置いており、これは明らかに土器を列として構成するように配置していることを物語っている。

そしてA群、B群ともに蓋坏に関してはこれを合わせて一体とするのではなく、たとえ同一の組合せでもNo 1、2及びNo 35、36のごとく実の上に蓋をのせいずれも上向きにしているところに特徴がある。

次に鉄器であるが玄室入口に轡（No 38）土器群に混じって鉸具（No 4、No 6）北側壁から奥壁にそって鉄錠（No 7、No 10）がみられ、その一部は次にふれる人骨の間（No 18）から出土している。

最後に人骨であるが詳細は別項にゆずるとして、B群の土器No 16とNo 17の上に大たい骨がわずかの土をはさんで検出され、他の残存骨も同一個体とみられ、頭を南西にした成人男性がB群土器の中央列の上に一部のつかるようにして奥壁部に埋葬されていたと考えられる。そしてその埋葬は入口から土砂が入り込んでB群入口側の土器列がかくされたのち、つまり10～15センチもれた段階で行われたものとみるのが妥当であろう。

III 出土遺物

1. 須 恵 器

工事関係者により発掘以前に持ち出された須恵器は14個体あり、器種別にみると蓋坏蓋、同身が各5点、壇、甌、瓶、提瓶が各1点である。

蓋坏（第4図001～010）

蓋坏は、坏蓋、同身共に5点づつ発見されたが、蓋身のセット関係は明らかでない。蓋は、口径12.7～13.2センチ、器高4～4.5センチである。003は口径13.3センチ、器高3.3センチで他の4点に比べ高さが低く、天井部が平坦面をなす。また、身は口径1.0.9～1.1.5センチ、器高3.8～4.6センチを測る。

坏蓋は、天井部から体部に移る所に不明瞭な沈線がみられるもの（005）と明瞭な2本の線を施し突帯を表現しているもの（001、003、007、009）とに分けることができる。また、口縁部は段を有するもの（003、009）と平坦をなすもの（001、005、007）とがある。

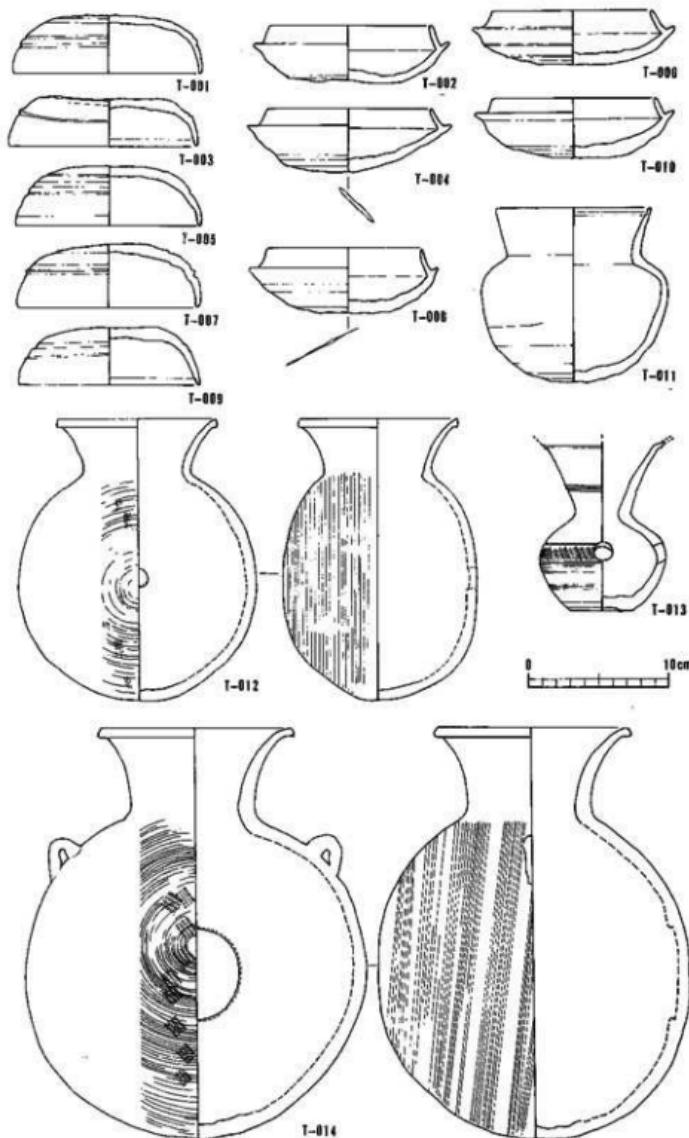
坏身の立ちあがりは、やや急な傾斜をとるもの（002、008、010）緩やかな傾斜をとるもの（004、006）とがあるが、口唇の先端はすべてとがりぎみに丸くつくられている。また、010には坏の受け部と体部の接点に界線が施されているのが観察できた。

蓋、身共に外面には横ナデと順まわりのヘラ削りが見られ、内面には主として横ナデが施されている。なお、内面中央部には不定方向にナデ調整の跡が見られる。

胎土は、緻密であるが若干砂粒を含んでいる。特に007は、胎土中に0.5センチ四方程度の小石を1片含んでいた。

焼成はすべて良好であり、色調は灰色ないし灰青色を呈し、灰黒色のものは009のみである。また、中には007、008のように焼成時に形が一部変形したものもみられた。

なお、特に注目すべき点として004と008の坏身にそれぞれ長さ3.2センチ、5.8センチ、幅0.4センチ前後、0.1～0.2センチのヘラ記号が確認できた。また、008、010



第4図 玄室出土須恵器実測図(1)

の外面には鉄さびの附着が認められた。

以上の点を考えると、本蓋坏は個々の差異はあるもののすべて、山陰の須恵器
壇年の第Ⅲ期にふくまれると思う。

壇（第4図011）

壇は、1点出土しており、口径1.09センチ、器高1.24センチを測る。口縁部は先端
を丸くおさめたままのもので、その内面に1本の沈線がめぐっている。また胸下
半にはヘラ削りがみられる。

焼成は良好であり、色調は灰色を呈する。

特に注目すべきは、口縁部内面に鉄さびが附着していることである。このこと
は本壇にNo.1～No.15の鉄錆が鐵先を下にしてさしてあったという工事関係
者の話と一致するが、この点については、後述することにする。

瓶（第4図012）

瓶は、1点出土しており、口径1.12センチ、器高2.01センチを測る。口縁部は外反
し、外側に0.6センチ程の丸みをもつ平坦面を成している。また、体部中央の内面に
は径約1.5センチの円形の粘土板を外から貼り付けた跡が確認できる。しかし、この
粘土板が何の意味をもつかは不明である。瓶の体部の片側にはハケ目状工具によ
るカキ目がみられ、このカキ目の上には縱方向のはけ目が観察できた。なお、こ
れらの調整は体部のもう一方の面には確認できなかった。

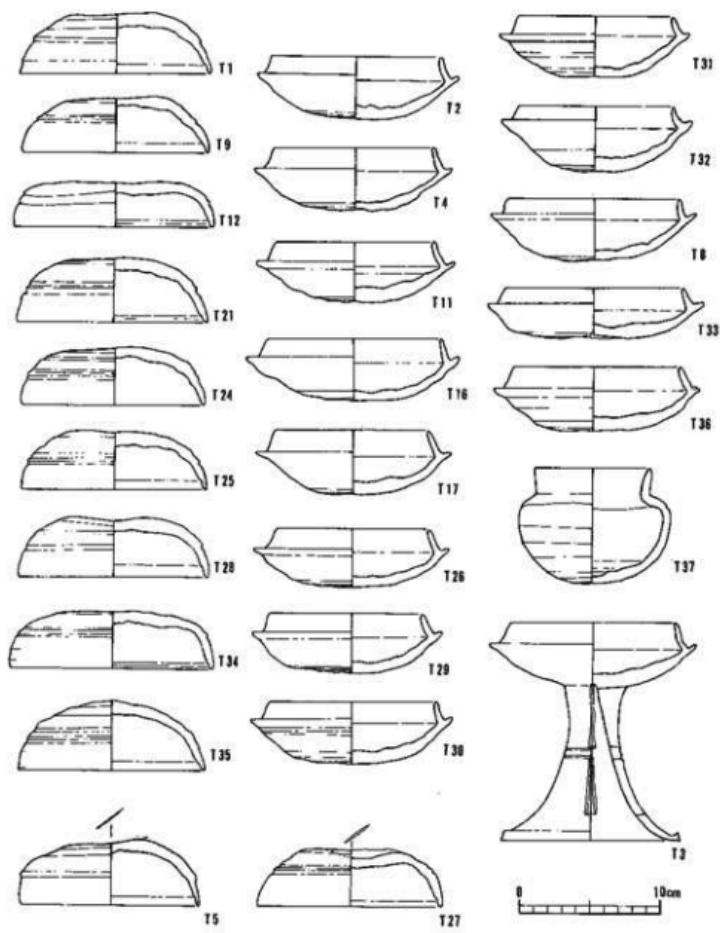
胎土は緻密であるが、一部砂粒を含んでいる。焼成は良好で灰黒色を呈してお
り、頸部及び体部外面には灰被りがみられた。

甕（第4図013）

甕は1点出土しているが、口縁部を大部分欠損しているため本来の口径、器高
は測り得なかった。現存する口縁部の下端には、断面三角形の突帯がみとめられ、
その下方の頸部の中間に2本の沈線が施されている。また、胸部の中央をめぐ
る2本の沈線の間には、ハケ目状工具による右上から左下に向う文様帶がみられ
る。その文様帶の下には細い平行線がめぐらされている。また胸部の下方にはヘ
ラ削りの跡が確認できた。

胎土は緻密であるが若干砂粒を含んでいる。

焼成は良好であり、色調は灰黒色を呈している。



第5図 玄室出土須恵器実測図(2)

提瓶（第4図014）

提瓶は1点出土しており、口径13.4センチ、器高29.2センチを測る。口縁部は外反し、外側に0.7センチ程度の丸みをもつ平坦面を成している。体部中央の内面には約7センチの円形の粘土板を外面から貼り付けた痕跡がある。これは、製作時に体部とは別に作成された頸部を取り付けるためあけられた穴を外側から粘土板を貼り付けて閉じた跡であろうと思われる。また体部の片側には平行な叩き目の上にハケ目状工具によるカキ目がある一定間隔でめぐっているが、体部のもう一方の面には認められなかった。なお、左右の肩部には小さい2個の半環状の耳が存在する。

胎土は緻密であるが僅かに砂粒を含む。

焼成は良好であり、色調は灰黒色を呈している。

発掘により検出された須恵器

この横穴を発掘した際に検出された須恵器は、26点あり、蓋坏蓋11点、同身13点、高坏1点、壇1点である。

蓋坏（第5図1、2、4～36）

蓋坏は、蓋身合計24点であり、出土状況からセット関係が明らかなものは、1・2、4・5、35・36の3組である。蓋は、口径12.5～13.4センチで、器高4.0～4.9センチのもの（5、9、21、24、25、27、28、35）が多く、例外的に口径10.8センチ、11.8センチ、14.0センチ、14.3センチのものがある。坏身は、口径11センチ、器高4.5センチ前後のもの（4、11、17、26、29、31、32）と口径12センチ、器高4.5センチ前後（2、8、16、30、36）のものとに分けることができる。

坏蓋は、天井部から体部に移る所に純い稜をもつもの（1）、突帯をもつもの（5）、沈線を2本めぐらせて突帯を表現しているもの（9、12、21、24、25、27、28、34、35）とに分けることができる。また、口縁端内側に段をもつもの（1、5、9、28、35）と沈線をもつもの（12、21、25、27、34）と平坦なもの（24）がある。

坏身の立ちあがりは、やや内傾し、受部からの高さは、1.5センチ前後で、端部はとがりぎみに丸くつくられている。蓋・身とも外面に横ナデと順まわりのヘラ削

りが見られ、内面は主に横ナデが施され、内面中央部にはナデ調整がみられる。しかし、このナデ調整が、27の坏蓋では、天井部裏面全体に施されている。

胎土は、砂粒を含むものが多く、色調は灰色ないし灰白色のものが多く、青灰色のもの1点(5)、灰黒色のもの4点(11、24、25、31)である。

焼成は比較的良好なものが多く、灰被りが見られるものもある。また、36の身では、受部に坏蓋の口縁部の残片が熔着しており、身に蓋を正常にかぶせた状態で焼成していることが知られた。

また、注目すべき点として、5と27の坏蓋にそれぞれ長さ2.3センチ、2.4センチ、幅0.1センチ前後、0.2センチ前後のヘラ記号が認められた。

以上見てきたように、この高野2号横穴において発掘された須恵器蓋坏は、いずれも山陰の須恵器編年のⅢ期に属するものである。5の坏蓋が突帯をもち、垂直に近い体部をもつなど比較的古い要素をもっているが、これもⅢ期の特を外れるものではない。

高坏(第5図3)

口径11.5センチ、器高15.6センチの高坏の身が1点出土しており、脚部には上下2個1対、3単位の台形の透しが穿たれているが、上段の透しは、殆んど線となっている。また、脚柱部外面に2本の平行沈線が認められる。胎土は緻密で、灰色を呈し、焼成は良好である。また、脚柱部内面および一部外面底部に灰被りがみられ、倒立させて焼成したものであろう。

培(第5図37)

口径8.0センチ、器高8.2センチの立ちあがりが短かく、ほぼ直立に近い口縁部をもつ培である。口縁部は先端を丸く納めたままのもので、肩部に段をもち、胴下半にヘラ削りが加えられている。焼成は良好で灰色を呈し、胎土には若干の砂粒を含んでいる。

2. 鉄 器

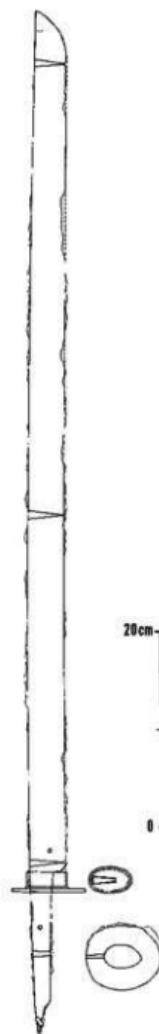
(1) 大 刀

全長 104 センチ、刃の長さ 88.4 センチ、棟の厚さ 6 センチ、刃の幅は中央部で 3.8 センチ、茎の長さは 16.6 センチあり関は刃部についており、ほど直角をなす。茎の先端は斜にとがっており、茎の中央に径 0.4 センチの目釘穴がある。そして注目すべきはいま一つ刀身部の茎から 2.2 センチのところに目釘穴のあることである。刃部はわずかに内反り気味となっている。はばきは幅 4.2 センチ、長さ 1.6 センチで梢円形をなし、内面に木質が附着している。その先に鍔がつく。これは長円形で長径 7.6 センチ短径 6.8 センチあり、厚さは 0.4 センチである。刀身の保存は良いが鞘などの木質の附着はみられない。なお茎の先端に鐵の茎が附着している。この大刀は長さの長いこと、刀身に目釘穴のあること、保存の良いことで特徴がある。

(2) 馬 具

轡

大小異なる鏡板と連結に特徴を有する完形の鉄製轡 1 個である。衡は二連衡で全長 21.7 センチである。引手は、外反もせず、引手壺もつかない両端を曲げて環をつくっただけのもので、全長 15.5 センチである。鏡板は、環状のものであるが、左右形態の異ったものをつないでいる。しかし、鏡板の輪の部分と立聞とを一本の鉄棒状のものから作り上げる方法は同じである。大鏡板では、立聞の上部で接合部分が観察できる。大鏡板は、長径 8.4 センチ、短径 6.6 センチ(身の幅 0.7 センチ、厚さ 0.5 センチ)、立聞の高さ 3.8 センチ、幅 3.1 センチである。小鏡板は、長径 5.1 センチ、短径 3.5 センチ(身の幅



第6図 大刀実測図

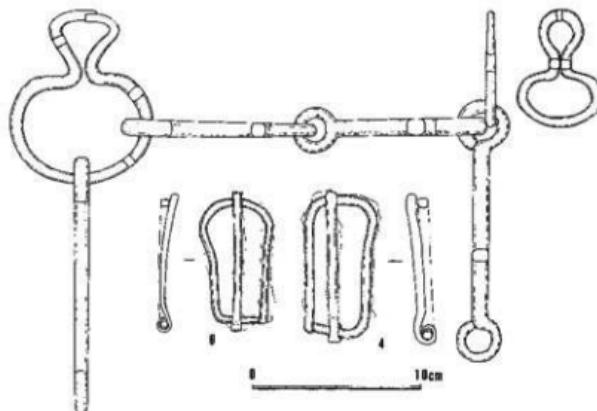
厚さとも 0.6 センチ)、立間の高さ 3.7 センチ、幅 2.6 センチである。

連結方法を見ると、大鏡板の側は、引手が鏡体に連結されて、銜と引手は、鏡板をなかだちに間接につながる。これに対し、小鏡板側は、銜と引手が直接連結している。鏡板の輪体は、引手の環に納まっている。

轡は、連結の場合は、同一の方法で構成するものであり銜と引手が直結する時は、鏡板は銜の環とつなぐのが通例であることからすれば、極めて異例の轡である。

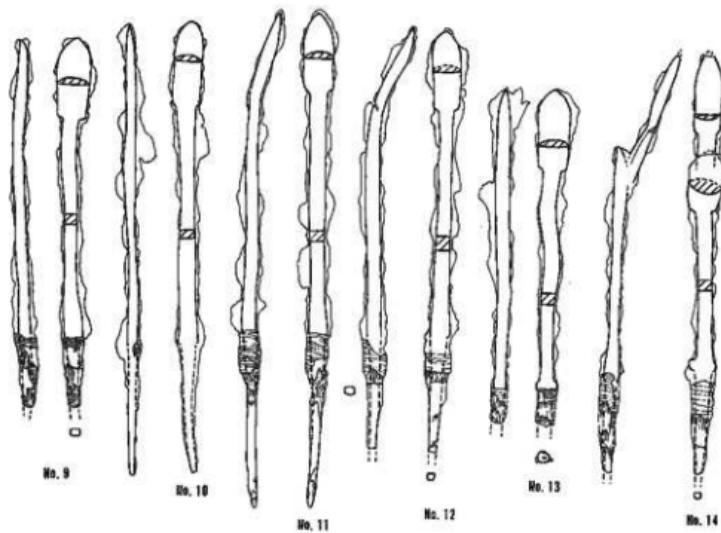
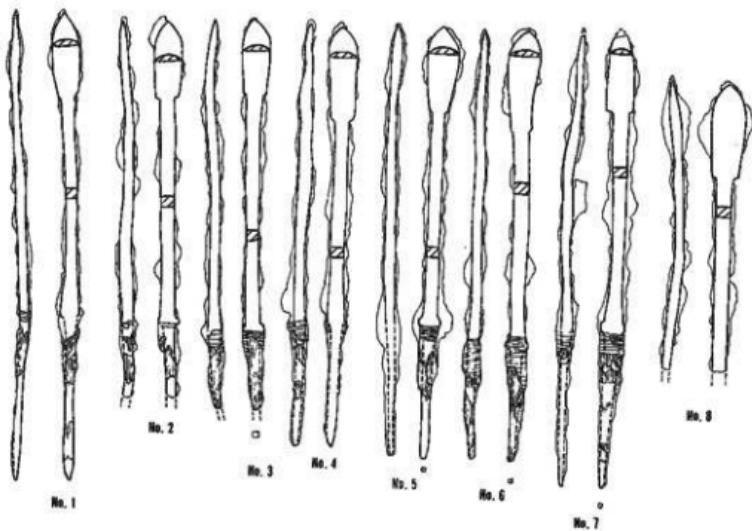
鞍 具

鉄製の完形品 2 個である。頭部をやや馬蹄形にまげて輪をつくる、その基部の横棒には、刺金の一端を薄く延して巻もつけている。(4)は長さ 8.5 センチ、幅 4.3 センチである。(6)は長さ 7.4 センチ、幅 4.3 センチである。輪のふくら味の偏りと、輪金の接合部が左右に相対することからセットであろう。



第 7 図 馬具実測図

(3) 鐵



第8図 玄室出土鉄器実測図(1)

No 1～15 及び No 32、34 の鉄鎌の原位置について

この横穴は、県道の道路拡張工事の際に発見されたものであり、工事関係者の話では No 1～15 の鉄鎌中数本は羨道からみて右側壁が奥壁と接する地点で須恵器や鉄斧とともに発見され、他の十数本の鉄鎌は羨道の入口から 70 センチ奥へ入った所の位置にあった塙の中に鉄尖を下に向けてさしてあったとのことである。しかし、私達が本横穴を発掘する以前に太刀、提瓶等とともに運び出されていたため、その位置を確認することは出来なかった。よってこの 15 本の鉄の原位置は明確に知ることは出来ない。

ただ、鉄鎌が塙にさした状態で発見されたという事例はごくまれであり、これがもし事実であるとすると注目すべき点であると考えるが、個々の鉄鎌の錆化がかなり進んでいるのにかかわらず錆着していたのは No 14 のみであることを考え合わせてみてもこの鎌の出土状態には多分に疑問を持たざるをえない。

また、No 32、34 の鉄鎌の原位置についても本横穴の玄室の中央付近から発見されたとのことであるが、その位置、向き等も確認することは出来なかった。そのためこの 2 本の鉄鎌の原位置も不明である。

しかし、工事関係者の話によってこの鉄鎌のおおよその位置を知ることができ、出土状態の諸種の疑問点については他の横穴の類例を待ちたい。

No 1～15 及び No 32、34 の鉄鎌について

この鉄鎌はすべて尖根鎌であり大きさ、形態は同様であると思われる。尖った先。闊を持つ柳葉式に属す身。それに横断面長方形及び正方形の細長い笠被が付き明瞭な棘を経て茎が続く式である。各鉄鎌はかなり錆化しているが相互が離れ難い程ではない。ただ、No 14 は矢先幅の広い鎌の身の部分に、笠被の途中で折損した矢先幅の狭い鎌が錆着した状態で発見された。身の断面についても錆化が著しく No 18 の鉄鎌の身の厚さを測り得ないなどやや正確に観察出来なかつた面もあるが、他の鉄鎌はすべて片丸造りに属すと思われる。

なおこの鉄鎌の棘の部分に注目してみると笠被が末で広がりくびれて茎に続くことによって棘を形成している鎌と笠被と茎の境に明確な 1.5～2 センチ前後の突起状の棘をもつ鎌と大きく二つに分られる。観察出来る限りでは、前者に属する鎌が No 1、4、9、10、11、12、15 後者に属する鎌は No 2、3、5、6、7、13、14 である。

また身についてみると、すべて柳葉式に属すと先に述べたが、中には若干特異な形をとる鐵がある。No 1、5は他の鐵と比べて幅が小さい。No 6は身の長さが非常に長く、頭まで3.5センチを測るが、これは、No 14の折れて锈着している方の鐵にも若干認められる。No 7は身の部分が鐵先から頭に向ってしだいに幅を増し、頭の直前で最大幅をとっている。

長さ、幅等の細部については個体によっていくぶん相異をみせているが、身の長さ2.7～3.1センチ、最大幅0.9～1.2センチ、厚さ約0.2センチ、頭部の長さ最大で8.6センチ、最小7.7センチ、幅0.38～0.55センチ、厚さが0.3～0.4センチであり横断面長方形を呈す鐵と正方形を呈す鐵とがみられる。鐵の全長及び茎の長さについては茎先端を欠損している鐵が多く、また完存しているものも長さはまちまちであるが、全長は最大17.6センチ、最小15.1センチ、茎全長最大6.2センチ、最小4.1センチを測った。また、矢柄の木質は茎の部分に良好に残っておりその材料は竹であろうと思われる。その木質の上方には桜の皮と思われる樹皮が付着しており、矢竹の上からくつまきにしたものと推定される。茎の横断面は長方形及び正方形で下方に行くにしたがい太さを減じやや尖った先端へ続くと思われる。No 7、12特にNo 34の茎の部分には糸が残存しているのが認められる。No 34は矢竹が一部分剥離した所にはっきりと糸が巻かれているのが確認出来た。つまり、これは茎全体に巻かれ茎を矢竹へ挿入する際のかための作用を果したものと考えられる。しかし、その糸の材質については不明である。

以上の点を考えると本尖根鐵は、後藤守一氏の分類によれば尖根棘鉢被片丸造柳葉式に属すと思われる。

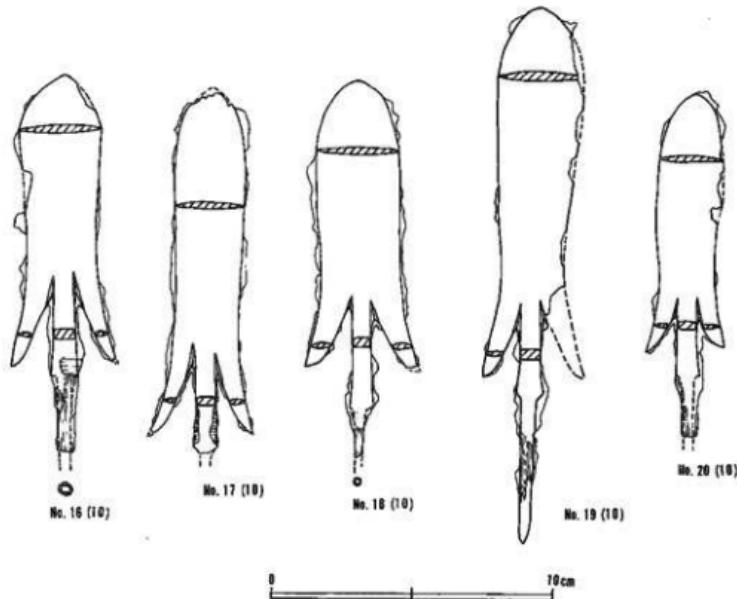
平根鐵

本横穴から発見された平根鐵は5本ありその原位置はすべて羨道から見て左の側壁にそっておかれていた。（第3図-10）または各鐵鉢はかなり锈化しているが相互が離れ難い程には锈化しておらず、矢柄は鐵の茎の部分に特によく残存していた。

形態は5本とも同様であると思われる。幅広い扁平な身に横断面長方形をなす鉢被がつき棘を経て茎が続く式である。なお、No 15～No 18の4本の棘の部分

については錆化が著しかったため、正確に観察出来るNo.19の棘の形範被と茎の長さの関係等を参考にして推定したものである。またこの平根鐵は、左右ともに深い腸抉をもっていたが、この腸抉の部分に特に注目すべき点がみられた。それは一方の面の逆刺の根本の部分には鉄を切断したと思われる跡があるが（この面をA面とする）、その裏面にはその根痕が認められなかったことである。つまり、この逆刺を作る際、鎌を鉄床のような台の上にのせA面から鑿状の物を使って逆刺を切り出したものと思われる。このことは5本ともに認められ、この鎌に表裏の区別があったことがうかがわれる。身の断面については剥離したものもみられやや正確に観察出来ない点もみられるが、ほぼ両造りに属すると考える。また身の平面形をみるとすべて先端は鋭い角度をとっておらず緩いカーブをえがいている。

長さ、幅等の細部については個体によつていくぶん相異をみせているが、鎌の



第9図 玄室出土鉄鎌実測図(2)

全長は12～13センチ、身の最大幅は2.3～3センチ、身の厚さ0.2～0.3センチである。しかし身の先端及び茎の先端を欠損しているため本来の長さは測り得なかった。また逆刺までの長さは10～11センチ、逆刺の厚さ約0.2センチ前後であった。ただNo.19については他の4本に比べ大型であり全長19.5センチ、身の幅2.9センチ、厚さ0.3センチ、逆刺までの長さ13.3センチ、厚さ0.2センチを測った。笠被についてはNo.16が断面11×3.5センチ、No.17～20が断面7×3センチ前後の長方形を呈し茎へ続いている。茎は完全に残っているのがNo.19のみで観察しにくい点もあるが5本ともほぼ横断面は長方形や正方形を呈し下端に移るにしたがって太さを減じやや尖った先端で終わると考える。また矢柄の木質は茎のまわりに付着して残っており、その材は竹であろうと思われる。木質の上方には桜の皮と思われる樹皮が残っており、矢竹の上から巻かれていた状態が推定される。

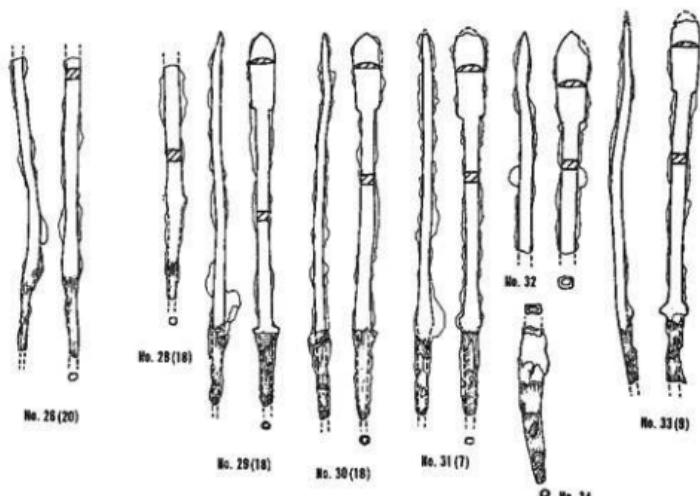
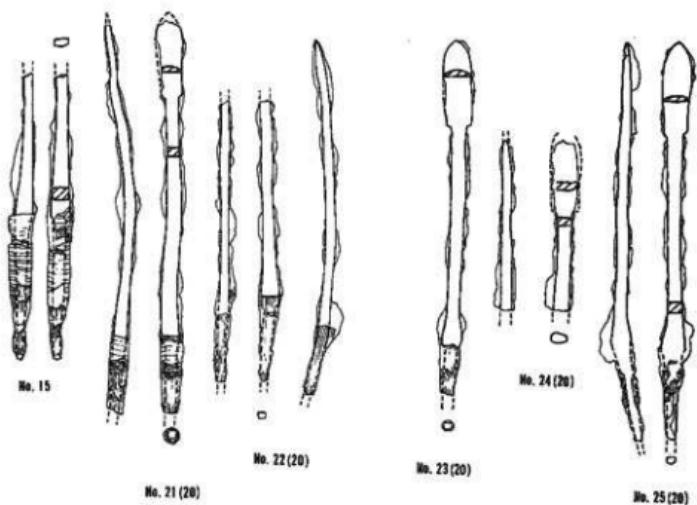
以上の点からこの平根鎌はすべて平根棘笠被丸造脇扶柳葉式に属すと考えられる。が、細分すればNo.16、18のように身の広い種類とNo.17、19、20のように鎌の全長に比べてやや身が狭く細長い種類の2種類にも分けることが、可能ではないかと思う。

⑦地点出土の鉄鎌 (No.31)

この鉄鎌は、羨道部より見て左側壁に沿った形で発見された(第3図-7)。全長13.7センチを測る。矢先は片丸造柳葉式で、基部に闊をもつ。矢先部長3センチ、最大幅1.2センチ、厚さ0.25センチである。笠被部は明瞭な稜線をもった長方形の断面を示す。この笠被部は長く伸びて棘を経て茎部に移行する。茎は笠被にくらべて細くつくられ、残存長3.2センチ、幅0.25センチ、厚さ0.2センチを測り、断面はやはり長方形である。また茎部には矢竹が残存しており、さらにその下に茎に巻いてあったと考えられる繊維状のものを観察することができた。以上により、この鎌は、棘笠被片丸造柳葉式にふくまれるものであろう。

⑧地点出土の鉄鎌 (No.28、29、30)

これら3本の鉄鎌は、横穴のほぼ中央部、No.16、17の蓋坏とNo.15の大脛骨片との間で発見された。No.29の鎌は、全長13.4センチである。矢先は、片丸造柳葉式で、その基部には闊をもち、矢先部長2.8センチ、最大幅0.95センチ、厚さ0.2



— 10 cm —

第10図 女墓出土鉄錫実測図(3)

センチを測る。矢先基部より 0.45×0.3 センチの断面長方形を呈する籠被が長く伸び、明瞭な突起をもつ棘に至る。このような棘をもつ鎌は本横穴出土鎌中、この鎌をはじめとして、11本を数える。茎の残存長は、2.5センチで、断面は折損面では、一辺約2センチの正方形を呈している。また茎部には、矢竹が残存している。No.30の鎌は、全長13.85センチで、矢先は片丸造柳葉式で、その基部には闇をもち、矢先部長2.6センチ、最大幅1.0センチ、厚さ0.2センチを測る。そして、この矢先基部より 0.45×0.35 センチの断面長方形を呈する籠被部が長く伸びるが、この鎌では棘はあまり明瞭ではない。茎の残存長は、2.8センチで、断面は折損面で一辺約0.2センチのほぼ正方形を呈する。また茎部には、矢柄が残存している。No.28の鎌は、籠被の半ばより先を欠矢しているが、残存する籠被の断面は、 0.5×0.4 センチの断面長方形を呈しており、棘はNo.30の鎌と同様、明瞭な突起はもない。そして棘以下には、矢竹の木質が残存している。

これら同一地点出土の3本の鎌は、No.30が矢先を欠失しているものの、他の2本とはほぼ同様のものと考えられ、No.29の鎌が棘に明瞭な突起をもつことを除けば、大きさ、造りともに類似しており、全て棘籠被片丸造柳葉式の範疇に入るものであろう。

⑩ 地点出土の鉄鎌 (No.33)

この鉄鎌は、玄室奥壁付近のほぼ中央部で発見された(第3図-19)。茎の先端を欠失しており、製作時の全長は知られないが、残存長は、13.1センチである。矢先は片丸造柳葉式で、その基部に闇をもつ。矢先部長2.5センチ、最大幅1.0センチ、厚さ0.2センチである。籠被は、断面 0.55×0.3 センチの長方形を呈し、矢先基部から殆んどその太さを変えることなく7.7センチで棘に至る。棘は突起状のものを持つ式である。茎は、棘を経て序々に太さを減じてゆき、尖った先端で終わるものと考えられる。残存長2.5センチ、断面は長方形を呈する。また、茎には矢竹の木質が残存付着している。形態は、棘籠被片丸造柳葉式に属するものである。

⑪ 地点出土の鉄鎌 (No.21、22、23、24、25、26)

これら6本の鎌は、玄室中央部のやや奥壁寄りで発見された。この場所は人骨の出土状態などから考えると、死体の右側に鎌を頭の方向に向けて並べられてい

たものと考えられる。しかし、この鎌が、この遺体を葬る際に副葬されたものであるとは確言できない。これらの鎌は、いずれも矢先か茎を矢矢してあり 全長を知ることはできないが、最も原形に近いNo.25で、14.1センチを測り、破損以前は15.0～15.5センチ程度であったものと思われる。矢先部について見ると、矢先の残存するNo.21、23、24、25では、いずれも片丸造りの柳葉式であり、基部に闊をもっている。矢先の全長は、残存するもので最大3.35センチ、最小3.05センチで、矢先を欠失するものの、ほぼ、これと同様の規格であったであろうと推定される。笠被について長さは、個体によりまちまちで、最大8.7センチから最小7.5センチと、かなりの幅がある。笠被の断面は観察できる限りいずれも長方形を呈し、幅最大0.55センチ、最小0.45センチ、厚さ最大0.4センチ、最小0.3センチである。棘は、観察できるものは全て末で広がった笠被がくびれて茎となることによって形成するもので、他の地点で出土した鎌のような突起する棘をもつものは一例も含まれていない。また茎について見ると、いずれも折損してその先端を消失しており、最も長く残っているもので3センチである。茎の折損面で断面を観察すると長方形、あるいは不整な長方形を呈し、棘の基部から次第に先細りとなって先端へ至るものであろう。また茎には、いずれにも矢竹の不質が付着しているが、特にNo.21では、矢竹が一部中空のまま残存し、茎を挿入した際の様子が観察できた。また木質の棘付近には、桜の皮と思われる樹皮が残存している。この樹皮は矢竹だけではなく、鎌の棘の部分も含めて巻いてあり、鎌と矢竹の結合の方法を知ることができた。

以上の点から、これら6本の鎌は、棘笠被片丸造柳葉式に属するものであろう。また、一括出土と考えられるこれらの鎌が、若干の個体差はあるもののほぼ同様の矢先部、棘をもつなど同じ規格で製作されたと考えられる点は、注目に値しよう。

(4) 鉄 斧 (No.27)

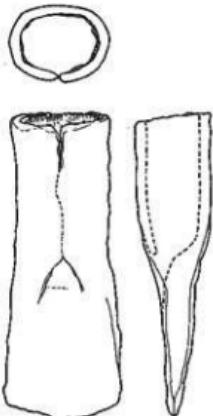
銹化はしているが、遺存度は良好な無刃の斧である。鍛造品で刃部はゆるやかなカーブを描いている。上部は、鉄板を叩きのばし、それを左右からつきあわせて袋状の銎を作ったもので、梢円筒形の袋状をなしている。全長11.0センチ、上

端外法長3.7センチ、同短径2.7センチ、同内法長2.9センチ、同短径2.1センチを測る。刀部は、ゆるやかな円弧状を呈し、刀部長4.2センチを測る。袋部から刃先までなだらかな形状をなしており、全体としてやや小型ではあるが、均整のとれた形態をとっている。また、墨内面に木質が残存付着しており、副葬時には柄をもっていたことが知られた。

IV 小 結

高野2号横穴は、すでにふれた如く整ったものではない。それは松廻2号、3号横穴と比しても云えることである。八雲村には横穴も多く数が最も多いのは四分一横穴群で現在開口しているものは24穴を数えるが、中には整正家形のものも含まれており、八雲村の横穴が、すべて設計不十分のものとはいいがたい。しかし、昭和48年に東森の調査した東岩坂の原の前横穴などは、羨道部から玄室までの長さが2.3メートル、玄室の長さ1.4メートル、幅2.5メートルで中心線よりも右が0.7メートル、左が1.8メートルという片寄った、しかも四隅の明瞭でない隅丸形をなしていた例もある。また「八雲村の遺跡」でとりあげた横穴をみても平面方形はかなりあるが、いずれも丸天井で、田寄一号横穴などは平面円形をなしている。これまでの調査の結果よりすると平面方形丸天井型が多いが二つの調査例からは時には不整形の穴もあり、内容的には遺物の点からしても決して整正のものに比べて劣ったものでないことも事実である。

次に横穴出土の遺物出土状況をみると極めて注目すべき事実がある。それは土器が箱形というべきか、二列に並べられたというべきか迷うところであるが、長さ1.4メートル、幅8.0センチにわたって並べられていることであり、これは別に東南隅と北西隅から玄室入口に遺物群のあることで鐵峯が北側壁から奥



No. 27



第11図 鉄峯実測図

縦にそって分布している。そして鉢具が北側壁に巻が羨道入口に位置している。また、追葬と思われる人骨の両大たい骨の間から鉄鏃が出ていることも数次にわたった埋葬と関係しているものと思われる。そこでこの横穴の遺体の埋葬関係を考えてみると、土器列を箱形とすれば、残存していた人骨が中央土器列の上から出土していることよりすると最初箱形に土器を置いた埋葬が行われ、つづいてそれより土器編年の上で一時期を区別出来ない間に、一次埋葬上に土砂が玄室入口で10~15センチぐらいつもったころ二次埋葬がおこなわれ、それが残存していた南東部を頭とする成人骨であったと思われる。そして開口時に次々に取り出された遺物の殆んどはこの二次埋葬時の入骨にともなうものであったと判断される。そして床面に密着して出土した北西隅から玄室入口にかけての遺物は第一次埋葬にともなうものであったと考えてさしつかえなかろう。ところで第二土器列が中央部に位置すること、土器No.11とNo.33の間にすき間のあることなどから、これを箱形ではなく二列の土器列と判断することも可能である。その場合には三次にわたる埋葬が行なわれたとすることも考えられないわけではない。その場合No.18、No.19、No.20の鉄鏃がどの埋葬にともなうものか明らかではなくなるが、No.18については残存人骨にともなうものでないことだけは明らかであろう。そして第一次、第二次、更には第三次の埋葬が考えられる場合、それは頭部を逆にした埋葬が少くとも二回行なわれたとみるべきであろう。

次に各遺物の出土状況であるが、すでに述べたごとく土器は須恵器のみで、最も数の多い蓋坏は土器列のものを除いても互にセットをなすものは見当らず、たとえ実と蓋がかさなり合っていても、それが互に上向きにかさなり合っている。これはいわゆる“よもつへぐい”を中心入れた状態を示しているのかもしれない。鉄器は鉄鏃が圧倒的に多いが尖根と平根があり、しかも尖根には矢柄のついたものもある、それが平根と混じり合わない状態で出土していることが注意される。また開口時にとり出されたものは中央の壇の中に先端部を下にして立てられていたということで、もし報告者の観察が正しいとすれば、これも余り類例をみない副葬の仕方であったというべきであろう。そして平根の鏃がかなり大形のものであることも注目せねばなるまい。

高野2号横穴出土の33本の鉄鏃は大きく平根鏃と尖根鏃の2種類に分けることができる。

平根鐵（No. 16～20）について見るならば、いずれも幅広で扁平な鐵身で、両側に長い逆刺をもつ。この身の基部から横断面長方形を呈す笠被が伸び、棘を経て茎に至る。また身の断面は、ほぼ両丸造りに属すると考えられる。茎は、5本とも横断面は、ほぼ長方形や正方形を呈し、下端に至るに従い、太さを減じ、やや尖った先端で終わると考えられる。これらの鐵は、平根棘笠被両丸造脇抉柳葉式に属するものといえる。また、この鐵を製作する際、金床状のもの上にのせ、鑿のようなもので逆刺を切り出したと思われる痕跡が一方の面にのみ観察され、製作法を推定するとともに、平根鐵には表裏の別があることがわかった。また、本横穴出土の尖根鐵についても、全て片丸造りであることから、やはり表裏の区別があったことを想定させた。しかし、これら5本は、さらに身の広いもの（No. 16、18）と、やや身が狭く細長いもの（No. 17、19、20）とに細分することも可能かとも思われる。また、本平根鐵は、先端の緩かな作り、必要以上の逆刺をもっていることなどから、実戦用というよりはむしろ、儀杖化した鐵と考えられる。

尖根鐵（No. 1～15、21～26、28～34）について見るならば、これらはともに尖根棘笠被片丸造脇抉柳葉式に属するものであるが、棘の形態によってさらに2細分することができる。すなわち突起状の棘をもつものと、末で広がった笠被がくびれて茎となることによって棘を形成するものの2種類である。前者に属するものとしては、No. 2、3、5、6、7、13、14、28、29、31、33の計11本である。それ以外のものは全て後者に属する。棘をもたないものは観察できるもののうちにはなかった。また、矢先の闊の部分でも闊の大きいものと、そうでないものがあるが、これは鐵の個体差と考えるべきであろう。また、これら尖根鐵は鋭い先端、細い身、長い笠被をもつことなどから、実戦用の鐵と推定され、儀杖的ニュアンスをもつ平根鐵と対照的である。そして20の一括して発見された鐵6本は、いずれも同様な矢先や、末で広がった笠被がくびれて茎となることによって形成する棘をもつなど同一の規格で製作されている点は興味深い。

馬具は当初は形状不明でさびでかたまっていたものであるが、注意深いさび落しの結果、帶金具（鞍具）二個と轡であることがわかった。その観察と考察は次の通りである。

鞍具について、島根県に類品を見ると、平田市上島古墳、瑞穂町長尾原古墳に

ある。上島古墳では、 5.5×3 センチとやや小型である。ここでも 2 個出土している。セットとして馬具の三繫のどこかで使用されたものであろう。

轡について、県内には、鏡板の同形のものは現在出土例がない。大鏡板は中国地方では、広島県三和町・塚谷古墳、岡山県勝央町・小中古墳群 4 号墳第 II 主体。同古墳群 3 区 No.4 土塚から出土している。これらの古墳はともに、高野横穴と同時期、概ね、6 世紀後半に比定できるようである。

異なる鏡板と連結の出土例については、管見では知えない。たゞ実物ではないが、埴輪馬（松江市平所・3 号馬）で装着した轡の描き方が右左違っている例がある。

連結の相違であるが、直結式と間結式の銜棒の引手側の環の内法とククミの環の内法とを比較すると、直結式の方が間結式より差が大であることが通例と言える。このことから高野横穴の銜は、間接する式のタイプに入る。

連結構造の相違が、新古の差の要素をもつとの説からすれば、交替期に見る過渡的産物と言えるのではないだろうか。

馬を自由に操作するためには、面繫と銜を緊縛して、手綱（引手）を自由に動かして馬を制御することが必要である。小鏡板側の連結をこの頭絡の機能としてとらえた時、引手の環に鏡板をつないだ状態では、面繫（立間）と緊縛するためには、どうしても引手をなが離さざるを得ないため、引手の運動は束縛される。この連結方法では荒々しい馬の乗り方や、馬上での活動は可能であつただろうか。平所の三頭の埴輪馬中、二頭は素環轡と推定されることから、素環轡と言っても、実用品的ではなくして、装飾性の高いものとして使用されたのではなかろうか。

出雲地方において、素環轡を出土する古墳は、現在 10 例数えられる。このうちから、f 字、棘葉形等の轡を併出しているもの 3 例（上島、放れ山、岡田山）。他に金銅製飾金具（嵌珠、辻金具等）を出土したもの 4 例（御崎山等）。轡だけの出土したのは、横穴だけの 3 例である。古墳から馬具を出土した時は、轡の他に金銅装の飾金具をかならず備えていると言えるが、しかし、横穴になると、このことが言えない。

出雲の代表的河川の流域別に馬具を出土した横穴をみると、

- ・斐伊川・神戸川流域……出土例なし
- ・意宇川流域……………安部谷横穴群（以前に搅乱、素環轡、整正家形）

十王免横穴群12号穴（以前に攪乱、（兵庫館）整正家形）高野2号穴（略）

・飯梨川・伯太川流域……鳥木横穴（素環巻、辻金具、圭頭太刀、組合石棺、整正家形）

鷺の湯病院横穴（馬具（詳細不明）、金銅冠、円頭、環頭太刀、組合石棺、整正家形）

中山横穴（素環巻、圭頭太刀）

少數例ではあるが、概ね、装飾の多い馬具・金銅装大刀を出土するのは飯梨流域に限られる。しかしこの地域では、斐伊川・意宇川流域に見られる後期の大形墳が存在しない背景が見られる。意宇川流域の例では、出雲を代表する横穴群ではあるが、以前盗掘にはあってはいたが、装飾性に乏しい馬具の出土である。付近には御崎山古墳、岡田山古墳等後期の大形墳が多く見られ、それら各古墳とも優秀な馬具を出土している。斐伊川流域では出土例がないことから、この差がなお著しいと想像される。これらの相違から、その流域の社会構造の一端と、造墓主体のその社会（ヒエラルヒー）での階層位も推定される。さすれば、馬具を出土する横穴は、横穴群中でも社会的上位が考えられ、高野横穴の造墓主体は八雲の地域内では、優位にあったのではなかろうか。

これらの遺物の構成をみると土器を除いては鉄器のみで中でも工具は鉄斧にかぎられ、圧倒的に武具の多いことが注目される。

このような結果からすると、この横穴は不整形ながら豊富な副葬品をともない、それが数次にわたるものであるとしても、埋葬を区画する須恵器列が存在している点は、それが列か、箱形になるかは今後の類例の増加をまって検討するとし、これまででは極めてまれな例であることを指摘しておきたい。なおこの一群の土器が山陰須恵器編年のⅢ期にあたるものであり、その期間内に埋葬が行われていることも明らかである。このことは将来の問題としてⅢ期が6世紀後半という50年単位におさまるかどうかという問題をも提起しているといえよう。さらにこの横穴の被葬者が部落集団内部でも決して普遍的な階層でないことを示しており、豊富な鉄器、中でも馬具がこれを象徴的に物語っている。そして昨年度調査された土井13号墳が木棺直葬で遺物を殆んどともなっていないことなどとあわせて今後検討すべき問題の多いことを指摘しておこう。

八雲村大石高野横穴出土人骨

島根医科大学解剖学講座

教授 中 村 和 成
技官 堀 江 幹

〔対象〕

島根県八束郡八雲村大石高野横穴群のうち2号穴（1号穴は八雲村の遺跡〔1978〕の附図八雲村所在埋蔵文化財分布図の186号にあたる）出土人骨である。

〔所見〕

別図のごとく骨は5群に分けられる。（写真）No.13：胫骨の体部（長径70ミリ）。遺残部分の骨構造は比較的よく保たれているが、上・下端部が腐蝕しているため左・右の同定は不能である。

No.14：大腿骨の体部（長径220ミリ）。他に骨片12コ。その形態よりおそらく左側のものと推定する。ただし大腿骨々頭および内・外側頸は腐蝕のため認められない。

No.15：大腿骨骨片（4コ）。長径はそれぞれ160ミリ、60ミリ、50ミリ、30ミリ。大腿骨体であることは認められるが、左右などは同定し難い。

No.22：骨片（3コ）。長径がそれぞれ30ミリ、20ミリ、15ミリの骨片であって、骨の名称は不明。

No.23：下顎骨々体部（骨片7コ。長径57ミリ、40ミリ、他は小骨片）。左右いずれかの同定は不能。また遊離した大臼歯3コ。歯の咬耗度は中程度で咬合面製溝は認められる。

〔考察〕

- ① 長管骨（胫骨・大腿骨）の形状および大臼歯の形状より、おそらく成人男子の骨であることが推察される。
- ② 骨群は同一人のものであることも推定される。
- ③ 遺体は南西に頭を向け、仰臥位で体を伸ばした状態で安置されたものと考える。

外傷・疾患等を疑わせる所見は遺残骨よりは認められなかった。

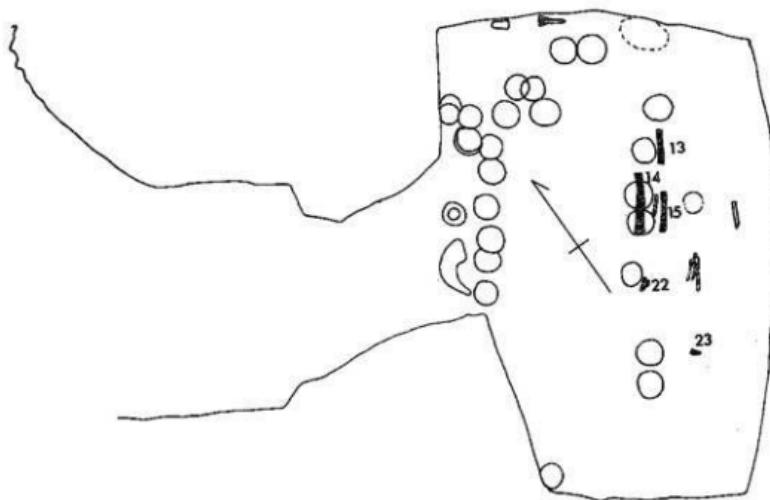
- ⑥ 身長の算出等の計測的推定値は骨の腐蝕度より不能であった。

〔結語〕

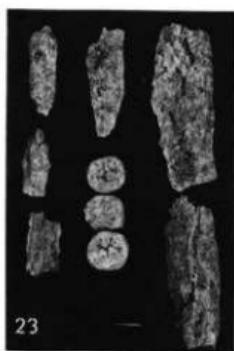
大石高野横穴 2号穴より出土した人骨はかなりの腐蝕を示した脛骨・大腿骨・下顎骨の一部骨片であり、これより身長の算出等は不能であったが成人男子 1名南西を頭にして仰臥位で体を伸ばして安置されたものと推定する。

文 献

- 1) 島根県八束郡八雲村教育委員会編：八雲村の遺跡——八雲村埋蔵文化財分布調査報告 1978
- 2) 中村和成ほか：十王免横穴群出土人骨について、島根医学 6(1), 20-23, 1979



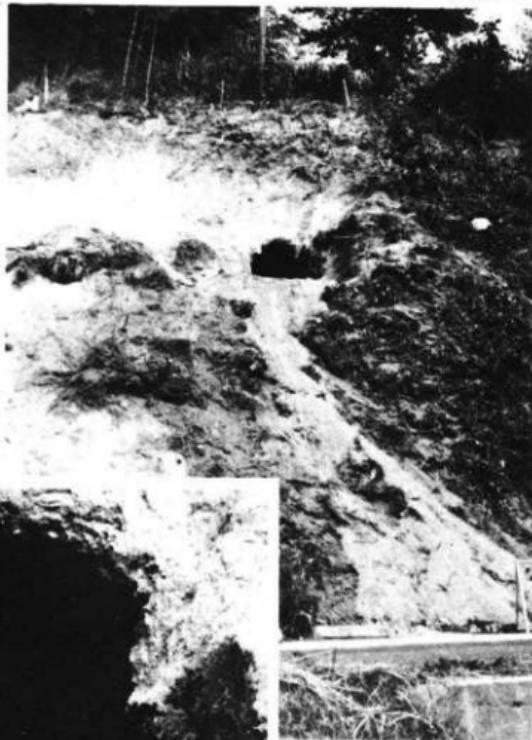
横穴内人骨出土状況図



高野 2 号横穴出土人骨

番号は出土状況図参照 白線は単位 1 センチ

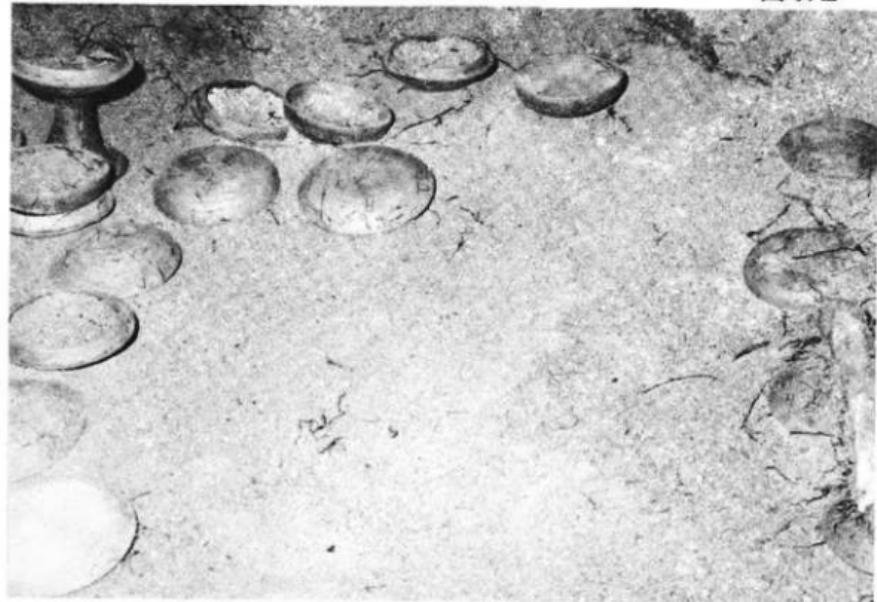
図 版



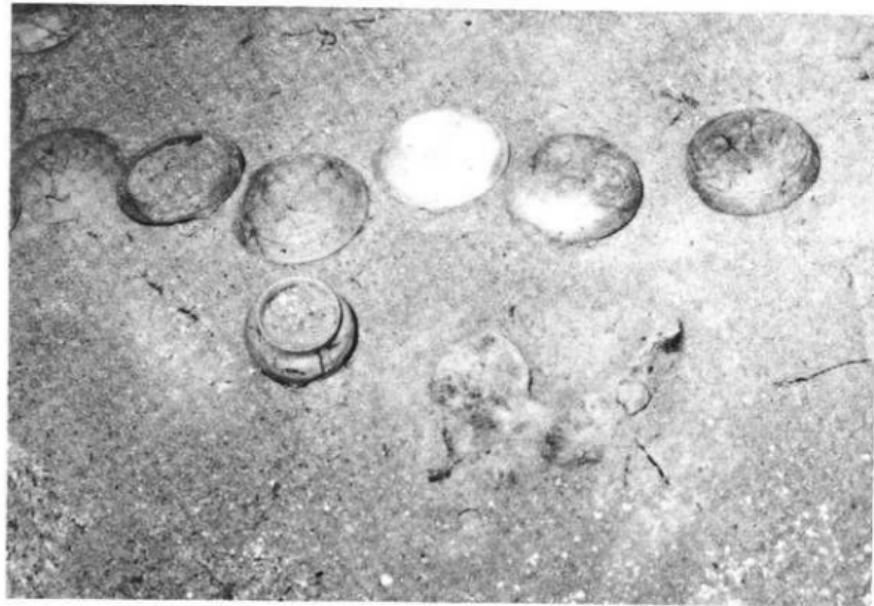
横穴遠景



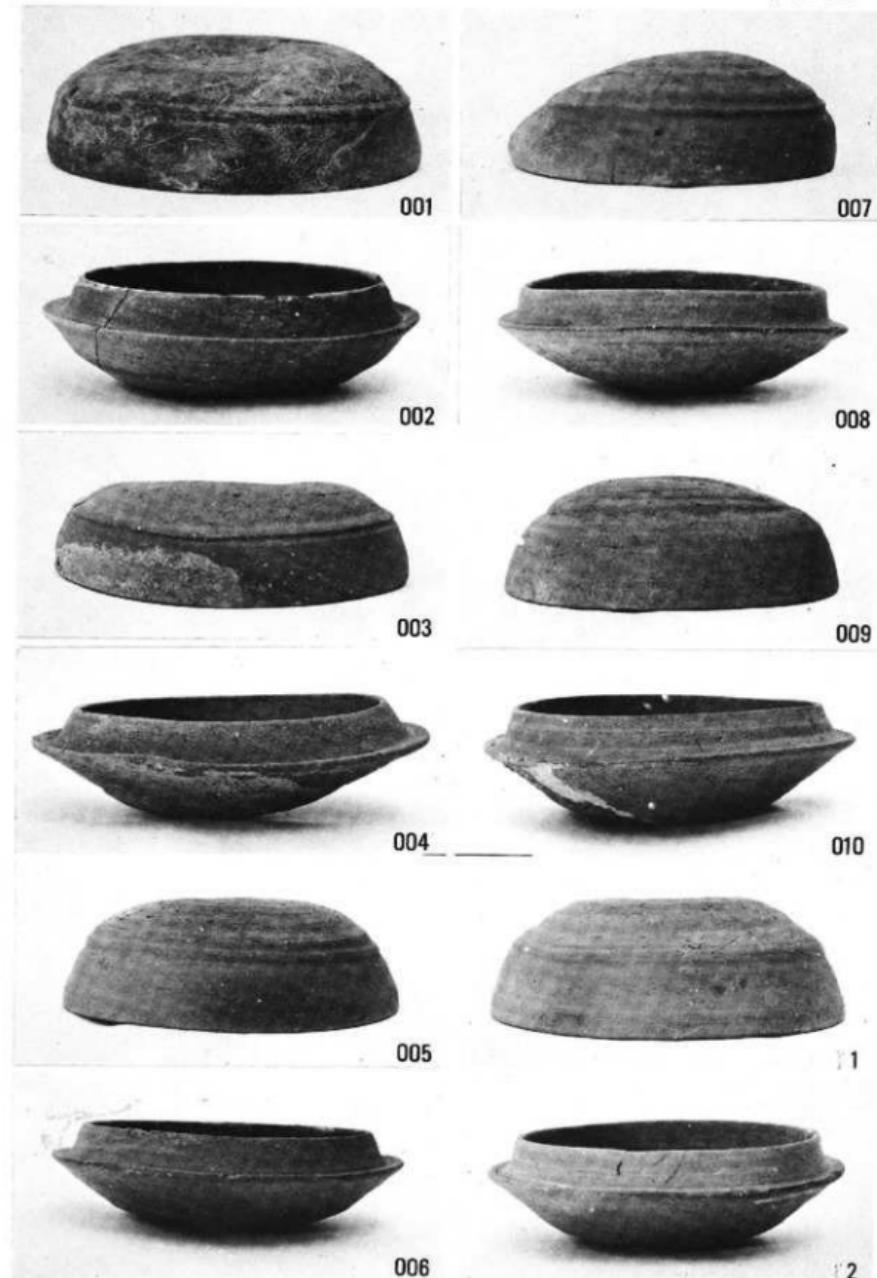
横穴近景

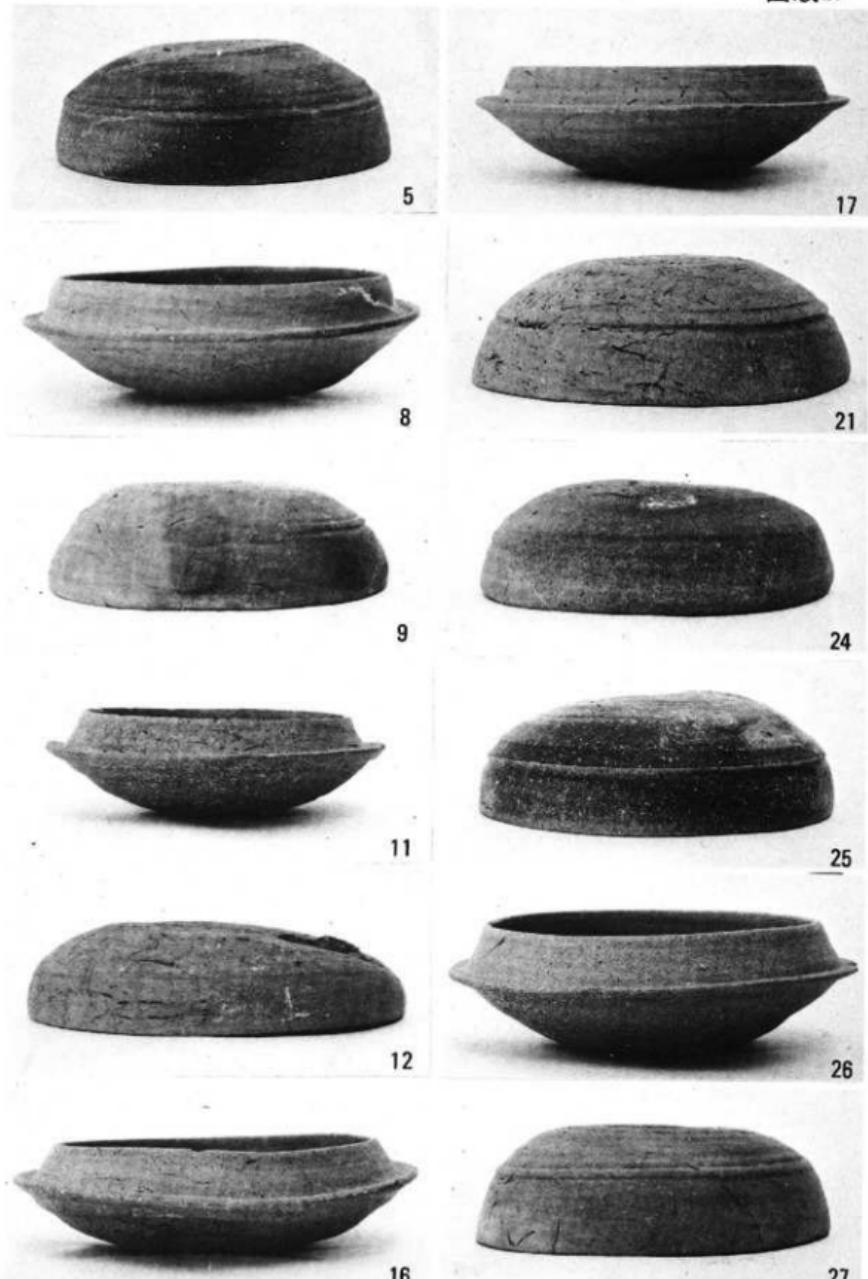


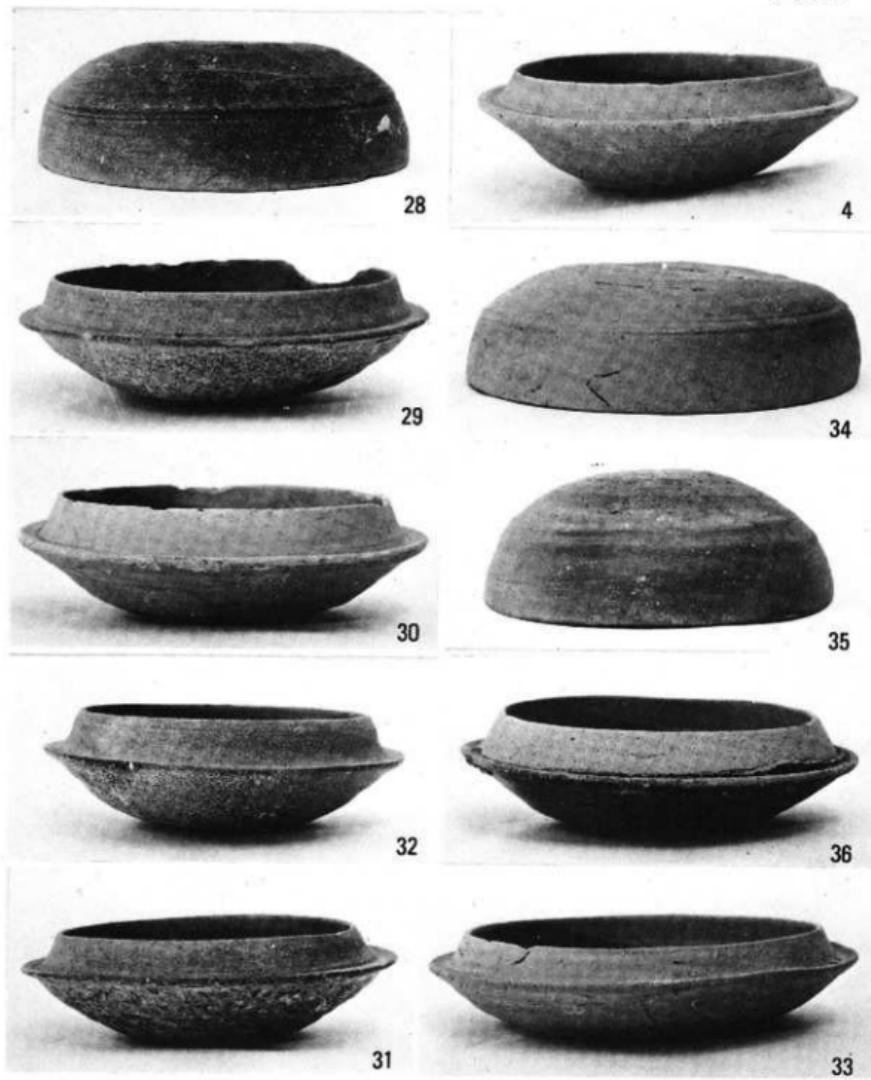
1. 玄室内遺物出土状態（北東部）



2. 玄室内遺物出土状態（北西部）







玄室出土須恵器



37



3



011



013

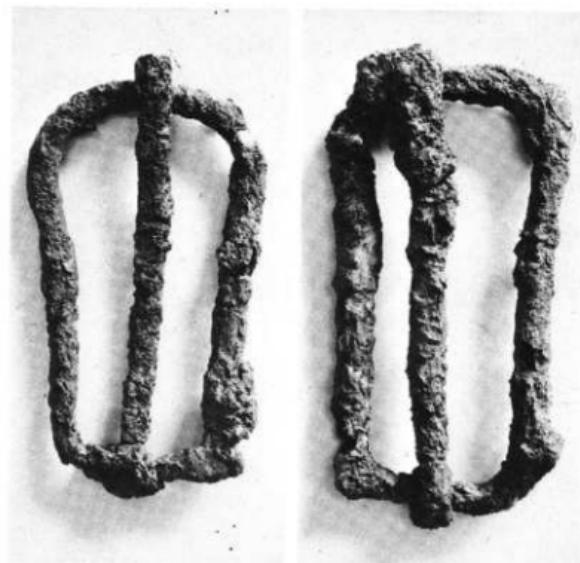


014



012





玄室出土馬具及び鉄斧

昭和55年2月15日印刷
昭和55年2月25日発行

高野2号横穴発掘調査報告書

編集 東 森 市 良
発行 八雲村教育委員会
印刷 報 光 社